

第12回 検察運営全般に関する参与会 議事要旨

1 開催日

平成31年2月13日（水）午後1時30分から午後3時30分

2 開催場所

最高検察庁大会議室

3 出席者

(1) 参与

荒中参与，佐伯仁志参与，高橋俊介参与，田島良昭参与，林正和参与
原田國男参与，横田洋三参与

(2) 最高検察庁

稲田伸夫検事総長，堺徹次長検事，廣上克洋総務部長
畝本直美監察指導部長，落合義和刑事部長，曾木徹也公安部長
和田雅樹公判部長，齋藤隆博新制度準備室長
吉田安志刑事政策推進室長

4 議事の要旨

検事総長挨拶の後，最高検察庁から，検察における取調べの録音・録画の実施状況，監察の概況，組織運営に関する取組等について説明した上，参与から，以下のとおり意見をいただいた。

【取調べの録音・録画関係】

- 録音・録画が広範囲に実施されるようになって、検察官の取調べ時の発言を事後的に検証することが可能となったこともあり、黙秘する被疑者を説得して供述を得ようとするには、限界に近づいていると思う。黙秘する被疑者の対処方法を若い検事に教育してほしいとかねて申ししてきたが、この際、最高検として、黙秘する被疑者の取調べにおいて、どこまでが良くて、どこからが悪いのかについて、研修等を通じて明確にする必要があるのではないかと。
- 知的障害者は迎合しやすいという特性があることから、取調べにおいて必要がある場合、支援者を同席させる必要性がある。また、支援者の同席が難しい場合など、その代替措置も含めて考える必要がある。
- 検察における取調べの録音・録画の全過程の実施というのは、当たり前という風潮になってきていると思う。そのような中で、事務量の増大、録音・録画した電磁的記録媒体の保管量の増大など、録音・録画が増えたことに伴う問題が生じていると思われることから、事務の合理化を意識していく必要がある。
- 知的障害者、精神障害者に対する録音・録画の実施は、その関係者の間に安心感をもたらしていると高く評価されている。検察においては、それらの実績を基に、録音・録画の対象者を、外国人やコミュニケーションに色々な困難が伴う人たちにも拡大するなど、広く取組を行っていることから、国民全体の信頼感が高まったと思う。
- 最高検を中心として、大きな変革をもたらした取組がいくつかあるが、その中で、対外的にもはっきりと見える大きな変化は、録音・録画の実施であると思う。単に録音・録画を始めただけでなく、当初思われた以上に進み、更にこれから本格化する状況にあり、ほとんどの事例で録音・録画をしている。この変化を日本だけではなく、対外的にも国際社会に説明する必要がある。日本は、自白依存という体質を払拭しようとしているという印象を、国際社会に知ってもらうことが必要である。
- 検察の在り方検討会議から随分長い年月が経過したが、当時の議論の時点では、録音・録画の実施に関して多くの人から色々な意見があり、意見集約が大変であったが、法制化に先立っての実施がここまで順調に拡大するとは、多くの委員の方も思っていなかったのではないかと。

【合意制度】

- 外国公務員に対する贈賄について法人を免責して従業員・社員を起訴するという適用事例があったが、合意制度の適用については、国民の理解を得るための説明が必要であると思う。また、一般的に言えば、法人を免責して従業員を起訴することについては、慎重な配慮が必要であると思う。

【組織運営関係】

- 2年に1回実施している調査であり、回数を重ねた中で多くの項目でポイントの改善が見られ、以前と比べてポイントに差が出にくくなってきている。良くも悪くも安定した状況と言える。
- 組織運営状況調査を始め、何年か実施していく中で、徐々に良くなってきていることは、努力の積み重ねであると言える。一方で今までの調査方法・手法では、これ以上大きく変わらなくなってきているのも事実であると思う。全ての問題が解決されたわけではないので、これからも改善しないといけない部分に対して、新しい発想で取り組んでいただきたい。
- 検察官と検察事務官で改善状況に差が出ている。検察事務官については、キャリアの仕組みを変えている途中ではあると思うが、その効果がまだ出てきていないと思う。

【刑事政策関係】

- 入口支援について、その中心となるのは検察であると理解しているが、再犯の防止等の推進に関する法律ができた後、検察庁の動きがむしろ見えにくくなっていくように思う。
- 再犯防止を推進するに当たり、一番中心となってくるのは、入口支援であると考えている。入口支援を円滑に実施するためには、長期的に地域に密着した活動をする副検事・検察事務官が主役となるような働きが必要となる。しかしながら、研修制度も含め、地域によってその取組状況には差があることから、最高検が中心となって、どこまで実働的にやっていくのか、考えていかなければならないと思う。
- 再犯防止の取組を推進するためには、地方自治体との連携が不可欠であるが、役所は総じて縦割りであり、特に刑事司法の世界では、それを強く感じることもある。地方自治体との連携を進めるに当たり、その部署同士だけで努力するのではなく、検察庁は、地域住民からも非常に高い信頼性を有しているのであるから、力を発揮してもらいたい。

【その他検察運営全般】

- 弁護士からの初回接見の申出について、弁解録取の前に申出があったのに、弁解録取を行い、三、四十分待たせた事案があったので、弁護士と話をし、接見時間を作るよう指導してほしい。
- 監察事案を繰り返し引き起こす人たちの数が減ってきているという印象がある。
- 録音・録画を実施する旨の告知であったり、取調べ前に被疑者・被告人の手錠を外す過程であったり、検察官と検察事務官との共同作業において、形式的な間違いをなくすよう、引き続き、色々の研修の場で注意喚起をしていただきたい。
- 弁解録取は短時間で終わるはずと一般的には思われているのだが、弁解録取から実質的な取調べに移行する事案もあり、幅広に弁解録取から黙秘権を実質的に保障する捜査の在り方とはどのようなものなのか、具体的事例から問題意識を共有していく必要がある。
- 児童虐待の被害者対応について、検察庁では関心を持って取り組んでいると思われるが、警察も同様に、被害児童に接する場合に、制服を着た頑強な男性警察官が接した際、被害児童は抑圧感を抱いてしまう。実際は、心優しい人かもしれないが、印象として、被害児童に対して非常に威圧感を与えることになる。
国際的には、きめ細やかな対応を実施する動きがあり、例えば、女性だけの警察官部隊を作っている国もある。日本でも、女性警察官を増やすために、とある県警の取組がニュースで紹介されており、検察庁でも、女性検察官が増えていて、大変心強い。
- 被疑者・被告人の身柄の取扱いについて、被疑者国選弁護制度が全事件に拡大され、弁護士が事件の入口から関与することとなり、条件整備や異議申立手続などに携わる機会が増えたと思う。被疑者・被告人の身柄の取扱いについては、刑事司法改革によって大きく変わってきているということを、対外的にアピールするとともに、対内的にも、伝えていかなければならないと思う。
- 国際化・IT化などと言われているが、これらを中心とする我が国の社会経済の変化の中で、検察庁が大変苦勞をしながら成果を上げていることを、まず評価させていただきたい。